

障がい者活躍推進計画

【任命権者】

美濃加茂市長、美濃加茂市教育委員会

1 目的

この計画は、今後も法定雇用率以上の実雇用率を維持するとともに、一層の障がいのある職員の活躍のため、更なる体制整備の推進を目的とする。

2 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3 目標

①採用に関する目標

○【実雇用率】（各年6月1日時点）

各年度の6月1日時点の法定雇用率以上

参考 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.71%

○評価方法

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

○評価対象の任命権者

美濃加茂市長、美濃加茂市教育委員会

※実雇用率は、特例認定を受けているため、美濃加茂市長及び美濃加茂市教育委員会が一体となって把握・管理する。

②定着に関する目標

○【定着率】（各年6月1日時点）

前年度採用者の定着率80%

○評価方法

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

○評価対象の任命権者

美濃加茂市長、美濃加茂市教育委員会

③仕事に対する満足度に関する目標

○【満足度の全体評価】

80%以上

○評価方法

自己申告書等で、毎年4月時点で在籍している障がい者（新規採用者を除く）の満足度を把握・進捗管理

○評価対象の任命権者

美濃加茂市長、美濃加茂市教育委員会

④キャリア形成に関する目標

○【障がい者が担当する職務の拡大】

新任者実務研修の受講率60%

○評価方法

毎年4月時点で在籍している障がい者（新規採用者を除く）の研修受講率

○評価対象の任命権者

美濃加茂市長、美濃加茂市教育委員会

4 取組内容

①障がい者の活躍を推進する体制整備

○組織面

・必要に応じて、外部の関係機関（公共職業安定所、特別支援学校、医療機関）との連携を行う。

○人財面

・障がい者雇用推進者として経営企画部人事課長を選任する。
・障がい者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む）全員に、障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、自己申告書等を活用し、職務の選定及び創出について検討を行う。

○勤務する障がい者に面談を行い、業務の適切なマッチングができているかの点検、検討を行う。

③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○職務環境

・基礎的環境整備（トイレ、エレベーター、休憩室等）の推進を検討する。
・就労支援機器の購入を検討する。

○募集・採用

・障がい学生のインターンシップ受け入れを行う。
・募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- (1)特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- (2)自力で通勤できることといった条件を設定する。
- (3)介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- (4)「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- (5)特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

○働き方

- ・テレワーク勤務やフレックスタイム制、時差出勤、早出遅出出勤制度などの導入を検討する。
- ・時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

○キャリア形成

- ・新任者実務研修への積極的参加を呼び掛ける。
- ・障がいの状況も踏まえた職務選定を行う。

○その他の人事管理

- ・必要に応じて随時面談し、状況把握を行い、必要な配慮を行う。
- ・障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。
- ・在職中に疾病や事故等により障がい者になった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等を行う。

○その他

- ・国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ・障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産、加工、製作した物品の販売の場を提供する。

令和3年10月1日改訂